

みさと公園 現況調書

1 公園の設置目的

みさと公園は、県南東部地域の水と緑の拠点として、県民のレクリエーションや憩いの場、防災活動拠点や避難地となる公園として、昭和59年に開設されました。

三郷市の南西部に位置し、広大な水面を持つ小合溜井こあいだめいに接し、対岸の東京都の水元公園と一体的となって美しい水辺空間が形成され、のどかな心安らぐ空間となっています。

この公園は、昔ながらの水辺景観を残しつつ、水辺の自然とふれあうことの出来る空間や県民レクリエーションの場を確保することを目的としています。

2 公園の概要

(1) 位置 三郷市高州三丁目地内

(2) 開設年月日 昭和59年4月

(3) 公園面積 16.9ha

(4) 公園利用者(人)

	有料施設利用者数
R元年度	91,158
R2年度	86,669
R3年度	75,549

(5) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [修景施設]	花壇12㎡ 菖蒲田1,051㎡ 花木園2,170㎡		○
	芝生広場18,710㎡ 疎林広場16,590㎡		○
2 [休養施設]	四阿7基 ベンチ156基 野外卓21基		○
	炊飯場20基 炊飯区画 48区画	○	
3 [遊戯施設]	アルミ製組み合わせ遊具1基 木製組み合わせ遊具1基		○
	木製遊具11基 健康遊具 4基 ブランコ1基		○
	スプリング遊具3基 スチール遊具2基 幼児用遊具5基		
4 [運動施設]	多目的運動場		○
5 [教養施設]	自然観察園 7,030㎡		○
6 [便益施設]	駐車場332台 (臨時駐車場約400台)	○	
	便所4箇所 時計台1基 水飲み場9箇所		○
7 [管理施設]	管理センター 47.52㎡ 駐車場出入口 5箇所		○
	簡易物置 2基 照明施設 73基		○
8 [防災施設]	耐震性貯水水槽100t×2基、井戸1本、浄水装置1基㎡ 井戸用発電機1基、防災用発電機1基、避難施設494.45 防災用照明12基		○

(6) 主な建物（建築物）

・建物一覧表参照（別紙1）

3 施設供用日、供用時間等

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
炊飯場	令和4年 4月 1日～ 令和5年 3月31日・365日	9時～16時	無休
管理センター	令和4年 4月 1日～ 令和5年 3月31日・365日	9時～17時	無休
駐車場	令和4年 4月 1日～ 令和5年10月31日	8時30分～19時	無休
	令和4年11月 1日～ 令和5年 3月31日・365日	8時30分～17時30分	

4 職員体制

(1) 職員配置

常勤職員2名、定期契約職員5名、臨時職員5名を配置している。

(2) 勤務体制

(単位：人)

		土・日	月	火～金	勤務時間	備 考
日 勤 帯	常 勤	1～2	1～2	1～2	8：30～17：15	
	非常勤	1	1	1	10：00～17：00	
	臨 時	5	2～4	2～4	9：00～17：00	
	計	7～8	4～7	4～7		
朝 夜 帯	常 勤	0	0	0	～	定期契約職員 の遅番勤務時 間については、 上段が4月～10 月、下段が11 月～3月
	非常勤	2～5	2～5	2～5	8：00～15：00 早番 12：30～19：30 遅番 11：00～18：00 遅番	
	臨 時	0	0	0	～	
	計	2～5	2～5	2～5	～	

5 管理実態

(1) 園地区

- ・公園 園地区参照（別紙2）

(2) 管理業務

- ・公園 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・公園 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

(3) 主要設備機器

- ・公園 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電気（契約種別・契約電力）	従量電灯C（35KVA）	低圧電力（9KW）
○電話	2回線（うちファクシミリ専用1回線）	
○インターネット接続回線	1回線	
○上水道（契約口径・引込数）	50mm	・ 1箇所
○下水道	5箇所	
○プロパンガス	1本	
○Wi-Fi	1回線	

(5) 遊具点検

[1 主な遊具] 木製遊具

- ・外注分 主要部材、接合部材の破損、摩耗、緩み等を目視、触診、打診による総合点検
特殊作業員 1人×1日×2回/年
普通作業員 2人×1日×2回/年
- ・直営分 目視、触診による日常点検

(6) 運動施設管理（建築物を伴うものを除く）

[1 施設名] 多目的運動場

- ・直営分 利用者により随時整備

(7) 修繕リスト

- ・公園 修繕工事一覧参照（別紙6）

(8) 有料施設の利用状況

- ・公園 有料施設利用状況参照（別紙7）

(9) 設置・占用・行為許可の状況

- ・公園 設置・占用・行為許可一覧参照（別紙8）

(10) 貸与可能備品

- ・公園 備品台帳参照（別紙9）

6 特記事項

- 都立水元公園とは、みさと公園の南端でつながっている。水元公園内の橋により、徒歩又は自転車での両公園の往来が可能となっている。
水元公園地域活性化事業に基づき、相互のイベント協力や情報交換を定期的に行っている。また双方のホームページにバナーを貼り、利用者の底辺拡大に努めている。
- 地域住民である三郷市民による、散策、ジョギングなどの日常的利用や駅伝などのイベントでの利用も多く、市民の公園に対する関心も極めて高い。また東京都や千葉県の利用者も多く見受けられる。そのため、管理運営に当たっては、地元自治会や市民ボランティア、NPOなどとの協働が必要となる。
- 炊飯場
指定管理者の自主事業として、炊飯場区画の貸出をしている。炉付炊飯場が20区画、炉なしのバーベキュースペースの48区画を整備し貸出区画は全部で68区画である。コロナ禍での営業については炉付炊飯場が9区画、炉なしのバーベキュースペースの22区画の31箇所で開催している。
- 埼玉県県営公園施設予約サービスによる有料施設の予約受付
炊飯場の予約受付は埼玉県県営公園施設予約サービスにより行っている。
また、このサービス利用のための事前の利用者登録及び本人確認等の窓口業務（電話対応を含む）を行っている。
- 花壇ボランティア
地元NPO法人の協力を受けて、花の植栽とその管理を行っている。
なお、土及び苗等は指定管理者が用意している。
- 地元市・教育委員会・スポーツ少年団との共催による駅伝大会を実施している。また地元小学校の校内マラソン大会、課外活動授業、幼稚園の遠足等を受け入れている。
- フリーマーケットが主催団体の利用希望に基づき、主に日曜日、祝日に開催されてい

る。フリーマーケットの場所は、時計台広場に限定している。

- 行楽シーズンの休日や、イベント開催時は、駐車場が不足するため、自動車による来園者が多い場合は、多目的広場を臨時駐車場として使用している。
- みさと公園主催による、ホテル鑑賞会、みさと公園フェスタ、グラウンドゴルフ大会、ペタンク大会を開催している。
- 小合溜井（ため池）上の都県境は確定していない。水面管理は葛飾区が行っている。
- 安全が確保される一部区域のみ釣りを解禁している。
- 悪戯による破損等
開放公園のため、夜間悪戯によるトイレ・水のみ施設の破損、不審火が多いことから、地元警察との連携及び破損箇所があれば早急に修繕している。
なお、屋根つき広場等計5か所に防犯カメラを設置している。
- アスレチック広場の遊技施設については、利用者の安全確保のため、想定外利用への注意、指導が必要である。
- 園路灯
日没から23：00まで点灯している。
- ゴミ箱の設置
自動販売機の場所以外、公園内にはゴミ箱の設置なし。
- 喫煙所の設置
園内は全面禁煙となっていることから設置なし。
- 遊具
木製組合せ遊具1基、アルミ製組合せ遊具1基、スプリング遊具3基、ブランコ1基、木製遊具11基、スチール遊具2基、健康遊具4基の設置をしている。幼児用遊具コーナーがあり、5基の遊具が整備されている。
- 除染工事、放射線量測定
東日本大震災による原発事故の影響を受け空間放射線量が国の除染基準を上回ったため、平成24年度に除染工事を行っている。除去した芝と土壌（700 m³）が敷地内展望台付近に埋設保管されている。
現在でも、埼玉県（大気環境課）と三郷市（放射能対策室）が年に数回空間放射線量測定を行い、結果を公表している。

○ その他

平日、あまり利用者の多くない多目的広場では、地元のグラウンドゴルフ友の会、多動場ではペタンク友の会が一部を使用して活動している。また、自ら芝刈り、清掃、花管理業務等も行っている。

○ 主な自主事業

- ・ バーベキュー場 68区画（炉付きは20区画）の貸出
※令和4年4月1日現在31区画（炉付きは9区画）の貸出
- ・ バッテリーカー 8台
- ・ 自動販売機（飲料、アイス）による物品販売
- ・ 観光望遠鏡 2基

みさと公園 建物一覧表

施設名	建設年月日	構造	階数	建築面積 (m^2)	延床面積 (m^2)
管理センター	平成9年11月30日	鉄骨造	1	52.72	47.52
非常用電源発電機室	平成9年3月25日	コンクリートブロック造	1	35.89	35.89
井戸用発電機室	平成8年7月31日	鉄筋コンクリート造	1	14.31	14.31
屋根付広場	平成8年7月26日	鉄骨造	1	462.64	494.45
手洗場	平成8年3月31日	鉄骨造	1	30.25	30.25
便所	平成7年3月20日	鉄筋コンクリート造	1	35.52	35.52
便所	平成3年3月30日	鉄筋コンクリート造	1	35.52	35.52
ポンプ小屋	昭和63年12月20日	鉄骨造	1	10.80	10.80
駐車場料金場		鉄骨造	1	4.00	4.00
駐車場料金場		鉄骨造	1	2.00	2.00
六角四阿		鉄骨造	1	16.00	16.00
四角四阿		木造	1	16.00	16.00
四角四阿		木造	1	16.00	16.00
四角四阿		木造	1	16.00	16.00
四角四阿		木造	1	16.00	16.00
四角四阿		木造	1	16.00	16.00
四角四阿		木造	1	16.00	16.00
便所	昭和63年3月25日	鉄筋コンクリート造	1	22.62	22.62
便所 (池側)	平成13年3月23日	鉄筋コンクリート造	1	33.13	33.13
備蓄庫	平成26年9月23日	鋼板造	1	7.98	7.98
			計	859.38	885.99

みさと公園



みさと公園 現状管理業務一覧

業務名称	業務の内容
1 園地管理業務	<p>公園内の寄植、生垣管理については年間を通して概ね現況高を基本とする。(性能管理) 菖蒲田については年間を通して良好な環境を維持し、花を概ね80%咲かせることとする。 (参考面積等)</p> <p>植栽管理</p> <p>寄植・生垣管理(性能管理):対象面積 寄植3,100m² 1年</p> <p>高木基本剪定</p> <p>落葉広葉樹 幹周60cm以上90cm未満 10本</p> <p>落葉広葉樹 幹周90cm以上120cm未満 10本</p> <p>落葉広葉樹 幹周120cm以上150cm未満 3本</p> <p>常緑広葉樹 幹周60cm以上90cm未満 10本</p> <p>常緑広葉樹 幹周90cm以上120cm未満 5本</p> <p>菖蒲田管理</p> <p>菖蒲田管理(性能管理):対象数量1,800株 1年</p> <p>除草、掘取り、株分け、植付け、施肥、花茎切除、枯葉除去等</p> <p>【直営管理】</p> <p>除草管理</p> <p>直営管理(草高10cm以下):対象面積95,179m² 1年</p> <p>樹木管理</p> <p>下枝除去、枯損木処理、切り株処理、チップ化工、チップ敷均等</p>
2 清掃業務	園地清掃 園内全域及び公園隣接道路、水路の清掃。トイレ清掃及びペーパーの補充(週6日)
3 警備業務	園内の年間巡回警備及び駐車場の開閉場。 駐車場誘導(土、日祝日及び大型連休 8:30~17:30)周辺道路への不法駐車防止含む
4 夜間機械警備業務	管理センターの年間夜間機械警備 (センサーをセットしてから解除までの時間を機械警備実施)
5 廃棄物処理業務	公園から排出するゴミ廃棄物を収集、運搬後処理業者に委託して処理 (令和元年度5,053kg) (令和2年度2,179kg) (令和3年度1,790kg)
6 駐車場運営管理業務	駐車場の管理運営、保守点検、夜間の対応業務を行う。(24時間)

みさと公園 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和2年度	令和3年度
管理 経費	人件費	32,013	33,032
	消耗品費	4,144	3,012
	修繕費	2,175	966
	光熱水費	3,003	3,056
	責任保険料	589	625
	手数料	2,034	3,013
	委託料	18,307	18,156
	租税公課	4	6
	その他	15,393	17,108
	合計	77,662	78,974

収 入	委託料収入	29,887	30,802
	利用料金収入	39,851	35,620
	自主事業収入	16,018	17,799
	合計	85,756	84,221

管理費経費－収入	-8,094	-5,247
----------	--------	--------

みさと公園 主要設備機器一覧表

施設名等	機器名	仕様・能力	台数	備考
管理棟	マルチパッケージ型空調機 (屋外機)	1φ×200V、4kw	1	屋外
	天井埋込カセット型空調機 (屋内機)	1φ×200V、2.2kw	2	事務室
	壁掛型ルームエアコン	1φ×200V、2.8kw	1	休憩室
	全熱交換器	天井埋込カセット形	1	事務室
	天井扇	430m ³ /時	1	湯沸室
	天井扇	450m ³ /時	1	便所
	天井扇	430m ³ /時	1	休憩室
	貯湯式電気温水器		1	湯沸室
屋外施設	壁掛型ルームエアコン	1φ×100V、2.2kw	1	駐車場管理 ブース
	菖蒲田循環ポンプ	水中ポンプ3φ×200V×1.5kw	2	菖蒲田用ポ ンプ室
	循環ポンプ	水中ポンプ3φ×200V×0.25kw	1	菖蒲田用ポ ンプ室
	駐車料金収受システム	第1、2駐車場 各1セット	2	
防災施設	非常用発電機	ディーゼル 200V 65KVA	1	
	常用発電機	ディーゼル 200V 20kVA	1	
	オイルタンク (地下式)	軽油950L	1	
	オイルタンク (屋内)	軽油490L	1	小出し槽
	非常災害用井戸	井戸口径200mm、深さ160m 井戸ポンプφ50×200L/分	1	
	耐震性貯水槽	鋼板製、貯水量100m ³	2	
	浄水装置等	浄水器、圧力タンク、滅菌器		
	非常用照明灯	高圧ナトリウムランプ 220W 2灯用	12	
	放送施設	放送塔 7基 スピーカ 22台 アンプ720W	1	
	かまどスツール	45L鍋×1台対応	1	
	かまどベンチ	かまど2つ 専用フタ付	3	
	かまどベンチ	45L鍋×2台対応	1	
	非常用便槽	容量550L以上 合成樹脂製	4	
自己発電型照明灯	太陽光発電 LED灯 8W	4		
自己発電型照明灯	太陽光及び風力発電 LED灯 8W	1		

みさと公園 修繕工事一覧

(単位 円 消費税込み)

令和 2 年 度		令和 3 年 度	
修 繕 名	金 額	修 繕 名	金 額
園内禁煙看板設置	539,000	自家発電機燃料漏れ修繕	220,000
遊具滑り台修理	490,600	20万円以下修繕15件	842,325
20万円以下修繕18件	1,362,878		
合 計	2,392,478	合 計	1,062,325

※ この表は、一件の修繕で20万円以上のものを記載しています。

みさと公園 有料施設利用状況

別紙7

月別	炊飯場 日数 日	駐車場 日数 日	炊飯場				駐車場						バッテリーカー		合計金額 円
			有料 件数	無料 件数	計 件数	金額 円	大型車		普通		無料 台	金額 円	台数 台	金額 円	
							台数 台	金額 円	台数 台	金額 円					
R3.4	2	25	17	0	17	12,320	4	4,000	8,594	3,942,200	193	3,946,200	7,740	774,000	4,732,520
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,188	618,800	618,800
6	0	10	0	0	0	0	6	15,000	1,980	769,100	65	784,100	3,629	362,900	1,147,000
7	0	31	0	0	0	0	6	12,000	4,258	1,407,200	132	1,419,200	3,122	312,200	1,731,400
8	0	31	0	0	0	0	12	27,000	5,239	1,717,500	189	1,744,500	3,621	362,100	2,106,600
9	0	30	0	0	0	0	4	5,500	9,317	3,883,100	208	3,888,600	7,849	784,900	4,673,500
10	0	31	0	0	0	0	42	65,500	9,206	3,872,400	301	3,937,900	8,029	802,900	4,740,800
11	18	30	173	13	186	129,360	43	73,500	10,953	4,795,000	358	4,868,500	8,871	887,100	5,884,960
12	31	31	92	6	98	66,080	5	6,500	6,657	2,423,600	290	2,430,100	6,333	633,300	3,129,480
R4.1	31	31	23	2	25	17,360	7	15,500	8,481	3,092,000	260	3,107,500	7,603	760,300	3,885,160
2	28	29	47	4	51	34,160	8	8,500	8,485	3,123,300	182	3,131,800	6,778	677,800	3,843,760
3	31	31	177	10	187	134,400	24	57,000	12,282	5,156,300	364	5,213,300	9,398	939,800	6,287,500
合計	141	310	529	35	564	393,680	161	290,000	85,452	34,181,700	2,542	34,471,700	79,161	7,916,100	42,781,480

*無料分は障害者の利用に係るものである。

み さ と 公 園

設置・占用・行為許可一覧

R4.4.1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
設置	便益施設(自動販売機)の設置	管理棟脇 ほか計3台	14 m ²	H30.4.1	R5.3.31	5年
設置	便益施設(自動販売機)の設置	トイレ前	1.4 m ²	R2.4.1	R5.3.31	3年
設置	便益施設(バーベキュー広場)の設置	園内	4,376 m ²	R5.3.31	R5.3.31	5年
設置	便益施設(バッテリーカー広場)の設置	園内	298.5 m ²	R5.3.31	R5.3.31	5年
設置	光ケーブル引き込み柱	管理棟前	2.5 m ²	H31.4.1	R5.3.31	5年
設置	防犯カメラ	園内4か所	7.5 m ²	H30.12.1	R5.3.31	5年
設置	双眼望遠鏡	テラスほか計2か所	2 m ²	R2.12.1	R5.3.31	3年
占用	電話柱	管理センター前、水路側	2本	R3.4.1	R6.3.31	3年
占用	公衆電話ボックス	管理センター前	1基	R3.4.1	R6.3.31	3年
占用	電話柱	水路側	1本	R3.4.1	R6.3.31	3年
占用	電線	水路側	1本	R4.4.1	R7.3.31	3年

み さ と 公 園

設置・占用・行為許可一覧

R4.4.1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	テレビCM撮影	4月1日	1日			
行為	キャンプ用テントスチール撮影	4月14日	1日			
行為	ウェブCM用動画撮影	3月11日	1日			
行為	結婚式前撮り	4月24日	1日			
行為	ドキュメント番組「ノブナカなんなん？」撮影	5月2日	1日			
行為	ウェディング前撮り	5月3日	1日			
行為	通信販売番組撮影「ショッピングカート」	4月30日	1日			
行為	スチール撮影	5月6日	1日			
行為	キャンプ用テント撮影	5月22日	1日			
行為	ウェディング前撮り	5月3日	1日			
行為	テレビドラマ撮影「彼女はキレイだった」	5月12日	1日			
行為	ウェディング前撮り	6月1日	1日			
行為	ペタンク競技会	5月12日	1日			
行為	「雑誌ムックランボルギーニ カウンタック」撮影	6月18日	1日			
行為	LAWSONコマーシャル撮影	6月18日	1日			
行為	テレビドラマ撮影「彼女はキレイだった」	6月24日	1日			
行為	育児情報誌撮影	7月13日	1日			
行為	ウェディング前撮り	7月13日	1日			
行為	ブランドムービー撮影(企業社内広報)	7月16日	1日			
行為	ムック掲載写真撮影(オンリーメルセデス)	7月24日	1日			
行為	テレビドラマ撮影「彼女はキレイだった」	8月6日	1日			
行為	コマーシャル撮影「SIXPAD」	8月17日	1日			
行為	テレビドラマ撮影「アリバイ崩し承ります」	8月23日	1日			
行為	ウェディング前撮り	8月20日	1日			
行為	カタログ写真撮影	9月3日	1日			
行為	ドラマ「アンラッキーガール」撮影	8月30日	1日			
行為	車輛カタログ撮影	9月12日	1日			
行為	ドラマ「アンラッキーガール」撮影	8月30日	1日			
行為	テレビ番組「ノブナカなんなん」撮影	9月15日	1日			
行為	車輛カタログ撮影	9月9日	1日			

み さ と 公 園

設置・占用・行為許可一覧

R4.4.1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	ウエディング前撮り	9月10日	1日			
行為	ウエディング前撮り	9月15日	1日			
行為	テレビCM「ソニーエクスペリア」撮影	9月22日	1日			
行為	リサイクルフリーマーケット開催	8月9日	1日			
行為	ウエディング前撮り	9月15日	1日			
行為	HP用画像撮影	10月11日	1日			
行為	テレビドラマ「アンラッキーガール」	10月20日	1日			
行為	三郷市広報動画撮影	10月20日	1日			
行為	リサイクルフリーマーケット開催	10月14日	1日			
行為	テレビCM「ドッグフード撮影」	11月1日	1日			
行為	雑誌「男の隠れ家」車輛撮影	11月14日	1日			
行為	三郷市広報動画撮影	11月14日	1日			
行為	リサイクルフリーマーケット開催	11月12日	1日			
行為	ベタンク大会開催	11月17日	1日			
行為	2022春夏物ウェアカタログ撮影	12月6日	1日			
行為	2022夏物ウェアカタログ撮影	12月13日	1日			
行為	ベタンク大会開催	1月9日	1日			
行為	テレビドラマ「相棒20」撮影	1月14日	1日			
行為	テレビドラマ「相棒20」撮影	1月17日	1日			
行為	月刊誌「大人の隠れ家」ジムニー撮影	1月19日	1日			
行為	テレビドラマ「ドクターホワイト」撮影	1月25日	1日			
行為	家族写真撮影	1月25日	1日			
行為	こども用日焼け止めクリームCM撮影	1月26日	1日			
行為	リサイクルフリーマーケット開催	3月6日	1日			
行為	ベタンク大会	3月13日	1日			
行為	WEBCM撮影	3月14日	1日			
行為	アーティスト写真撮影	3月16日	1日			
行為	NHK教育テレビ動画撮影「にほんごであそぼ」	3月29日	1日			

みさと公園 貸与可能備品一覧

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	片袖机	ウチダ W-107-3MG/P	2	平成9年度
2	会議机	ウチダ 8型1-385-1128	1	平成9年度
3	シュレッダー	明光商会 MS V-231C	1	平成22年度
4	自動体外式除細動器	日本光電工業(株) AED-2100カルジオライフ	1	平成28年度
5	高圧洗浄機	マルナカGSB-2015 1000Lタンク	1	平成21年度
6	インバータ発電機	新ダイワIEG2500	1	平成21年度
7	案内看板	釣り場使用案内 900×900	1	平成17年度
8	液晶テレビ	LCD32ML1	1	平成22年度
9	防犯カメラ設備	NC-8800A/NR-8100A/E2282HS-GB1	1	平成26年度
10	マンホールトイレ用便器及びテント	災害用トイレ様式400(NT-T603SET-C)	4	平成26年度
11	かまどベンチ用寸胴鍋	内径39cm 深さ39cm 容量45L アルミ製	2	平成26年度

(1) 利用料金

ア 有料施設（既存事業）

施 設 名	現 行 料 金 (円)
みさと公園 駐車場	大型車
	2時間まで 1,000 円
	2時間を超え30分 まで増すごとに 500 円
	普通車
	1時間まで 200 円
	1時間を超え30分まで 増すごとに 100 円

* 駐車場の欄の大型車とは、道路運送車両法第3条で規定する大型特殊自動車または乗合型自動車（同条に規定する普通自動車のうち、乗車定員11人以上のもの）とし、普通車とは、それ以外の自動車とする。ただし二輪車は除く。

ウ 行為許可

施 設 名	現 行 料 金 (円)
みさと公園、吉川公園共通 物品の販売、興行その他の 営業行為	1 m ² 当たり 1 時間 3 円
	ただし、みさと公園、吉川公園の フリーマーケットの場合は 1 m ² 当 たり 1 時間 2 円
みさと公園、吉川公園共通 写真の撮影	1 件当たり 1 時間 1,570 円
みさと公園、吉川公園共通 映画等の撮影	1 件当たり 1 時間 4,500 円
みさと公園、吉川公園共通 競技会、集会、展示会、博 覧会その他これらに類する 催し	1 m ² 当たり 1 時間 2 円
みさと公園、吉川公園共通 広告物の表示	表示面積 1 m ² 当たり 1 時間 530 円

* 行為に要する面積が 1 m²未満であるとき、又はその面積に 1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算するものとする。

- * 行為に要する時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- * 表の行為は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。
- * 国又は地方公共団体（学校は除く）が主催する事業は、無料とする。
- * 国又は地方公共団体（学校は除く）が共催及び後援する事業は、表の金額の半額。
- * 学校教育法にいう学校（大学、専修学校を除く）、児童福祉法にいう保育所が主催する事業は、半額とする。
- * 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」については、表に掲げる額に許可対象となる数量を乗じて得た額に105分の110を乗じて得た額とする。
- * 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- * 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を行いかつ入場料又はこれに類するものの徴収をする場合並びに公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、入場料又はこれに類するものの総収入額の100分の6に相当する額又は52,380円のいずれか高い額とする。
- * 上記の行為許可に基づいて算出した使用料の額が、10円に満たない場合における使用料の額は0円とする。10円以上となる場合において、その金額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、行為許可料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

(2) 自主事業

ア 既存事業

行 為	現 行 料 金 (円)
みさと公園 炊事場	炉付き 1 日 (9:00~16:00) 1,120 円 炉なし 1 日 (9:00~16:00) 560 円
みさと公園 バッテリーカー	1 回 100 円

- * 炊事場の利用について、障害者及びその介護者 1 人は無料とする。この場合、「障害者」及び「介護者」とは、障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例第 3 条及び同条例施行規則第 3 条に該当する方をいう。なお、この場合、規則第 3 条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替える。
- * 障害者が同一時間帯に同一施設を複数利用する場合、利用料金を無料とされるのは最小貸出単位のみとする。

みさと公園 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	○	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例	○	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	○	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17-03-22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」による。
	ボイラー・クレーン主任技術者	電気事業法第43条	/	選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条	/	選任、指定管理者が行う。
浄化槽法	浄化槽管理士	浄化槽法第10条	/	選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	/	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条	/	エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	/	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2	○	3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条	/	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	/	受水槽>10m ³
	小規模貯水槽水道の検査	条例等	/	受水槽≤10m ³ 、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	○	

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2	/	有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条	/	有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プール維持管理指導要綱第6条	/	選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条	/	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物処理法	産業廃棄物の処理	廃棄物処理法第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

廃棄物処理法…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。

点 検 基 準

主任技術者を外部委託により承認申請する場合

埼 玉 県

別表 1

点検項目

(需要設備・配電設備・負荷設備・自家発電設備)

1-1 日常巡視、定期巡視、精密点検

対象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置のコンデンサー容量測定			○
	断路器	外観点検	○	○	
		振れ止め装置の機能点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		電磁弁構造部の注油、調整		○	
		附属装置の状況		○	
		油の汚れ、特性調査		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		接地線接続部		○	
		遮断速度測定			○
		絶縁油耐压試験			○
		内部点検			○
	母線	外観点検		○	
		碍子点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	受電用変圧器	外観点検	○	○	
		漏えい電流測定		○	○
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		絶縁油耐压試験			○
	内部点検			○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	受電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
計器の較正			○		
内部点検				○	
監視盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		

注1. 高圧機器の絶縁抵抗測定は、5000Vメガーを用いること。

注2. 遮断速度測定は開極投入時間、最小動作電圧及び電流の測定も含む。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	監視盤	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の較正		○	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		充電装置の内部点検			○
		比重・液温・電圧測定	○	○	
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
配電設備 (屋外電線路を含む)	断路器 遮断器 開閉器類	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	配電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		端子配線符号		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		計器の較正		○	
	配電用変圧器	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
負荷設備	回転機器	外観点検	○	○	
		整流子、刷子及び集電環の発熱等	○	○	
		制御装置、接地線接続部の点検		○	
		内部点検、回転子軸受等			○
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、配線器具	開閉器の点検、塵埃等	○	○	
		接続状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
その他の機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		

注3. 変圧器を点検する際に、温度測定も行う。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検				
自家用発電設備	非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○			
				始動試験	○	○			
				機関主要部分の分解			○		
				排ガス測定		○			
				内燃機関の分解			○		
				ガスタービン	外観点検	○	○		
					計器盤点検	○	○		
					振動・異音・異臭等	○	○		
					油面、漏れ等	○	○		
					燃焼器点検		○		
					機器内部点検		○		
					高温部分分解点検			○	
					オーバーホール			○	
					ガス圧縮機	外観点検	○	○	
						保安装置		○	
			カップリング			○			
			オイルポンプ			○			
			スクリュー圧縮機分解点検				○		
			補機類	外観点検	○	○			
				振動・異音・異臭等	○	○			
				駆動機シリンダ部グリース補給		○			
				リミットスイッチ動作位置		○			
				軸受部開放点検			○		
			計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○			
				異音、振動、漏れ等	○	○			
				ベルトの点検、調整		○			
				総合分解点検			○		
			純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○		
				計器点検	○	○			
				純粋タンク水位、流量	○	○			
				カートリッジ純水器再生	○	○			
				総合システム点検		○			
				純水加圧ポンプの分解点検			○		
			始動用空気圧縮機	ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○			
				圧力調整弁、圧力開閉器	○	○			
				安全弁の作動	○	○			
				潤滑油交換		○			
				ベルトの点検、調整		○			
				ピストン、シリンダーの分解点検			○		
			発電機関係	外観点検	○	○			
				整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○			
制御装置点検		○		○					
接地線接続部の点検		○							
内部点検				○					
絶縁抵抗・接地抵抗測定		○							
保護継電器の動作試験		○							
蓄電池	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ					
常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○				
			始動試験	○	○				
			機関主要部分の分解		○	○			
			排ガス測定		○				
			内燃機関の分解			○			

注4. 排ガス測定について、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、必要に応じてばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。

注5. 自家用発電設備の燃料タンクについても、外観点検を行ってください。

注6. ○印は該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検			
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	ガスタービン	外観点検	○	○		
				計器盤点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
				油面、漏れ等	○	○		
				燃焼器点検		○		
				機器内部点検		○		
				高温部分解点検			○	
				オーバーホール			○	
				ガス圧縮機	外観点検	○	○	
					保安装置		○	
		カップリング			○			
		オイルポンプ			○			
		スクリュー圧縮機分解点検				○		
		補機類	外観点検	○	○			
			振動・異音・異臭等	○	○			
			駆動機シリンダ部グリース補給		○			
			リミットスイッチ動作位置		○			
			軸受部開放点検			○		
		計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○			
			異音、振動、漏れ等	○	○			
			ベルトの点検、調整		○			
		純水製造装置 水噴射装置	総合分解点検			○		
			漏れ等	○	○	○		
			計器点検	○	○			
			純粋タンク水位、流量	○	○			
			カートリッジ純水器再生	○	○			
		始動用空気圧縮機	総合システム点検		○			
			純水加圧ポンプの分解点検			○		
			ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○			
			圧力調整弁、圧力開閉器	○	○			
安全弁の作動	○		○					
潤滑油交換			○					
ベルトの点検、調整			○					
ピストン、シリンダーの分解点検			○					
配電盤	外観点検	○	○					
	機器損傷の有無	○	○					
	埃等の侵入防止、清掃	○	○					
	端子台、コネクタ等	○	○					
	操作、切換開閉器の動作試験		○					
	締付けねじの増締め		○					
	ヒューズ類の点検		○					
	盤内取付器具の加熱変色、損傷		○					
	盤内、外面の清掃		○					
	自動電圧調整器の外観、調整範囲確認		○					
	その他配電設備と同じ		○					
	絶縁抵抗測定		○					
	発電機関係	音響、振動、異臭等	○	○				
軸受、固定子及び接続部の変色・加熱		○	○					
グリースの劣化・漏れ等			○					
内部点検、コイル軸受、通風、附属装置			○					
内部分解点検				○				
軸受の点検、交換				○				
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○					
保護継電器の動作試験		○						
蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。				

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	外観点検	○	○	
			始動試験	○	○	
			機関主要部分の分解		○	
			内燃機関の分解			○
		発電機関係	外観点検	○	○	○
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○	
			制御装置点検の点検		○	
			接地線接続部の点検		○	
			内部点検、回転子軸受、通風、附属装置			○
			絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
			保護継電器の動作試験		○	
		蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。
		車両	ブレーキ	○	○	
			タイヤ	○	○	
			エンジン関係	○	○	
			燃料	○	○	
			ライト、ウインカー	○	○	
			その他	○	○	
			排ガス測定		○	
		太陽電池アレイ（架台を含む。）	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			開放電圧測定		○	
		中継端子箱アレイ出力開閉器	外観点検	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			保護機能試験		○	
		インバータ	外観点検	○	○	
			異音、異臭等	○	○	
			接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
		系統連係保護装置	保護機能試験		○	
			外観点検	○	○	
接地線接続部	○		○			
絶縁抵抗測定			○			
投入ロック試験			○			
接地設備	保護継電器の動作試験		○			
風力発電設備	風車	接地抵抗測定		○		
		外観点検	○	○		
		尾翼ダンパー点検、交換 ブレード点検、交換			○	
	タワー	外観点検	○	○		
		ウインチ点検		○		
	風速計	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
	発電機	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
		ブラシ点検、交換			○	
オーバーホール				○		
インバータ	絶縁抵抗測定		○			
	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
	系統連係保護装置	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
接地設備	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
接地設備	接地抵抗測定		○			

注7. 「日常巡視点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「定期巡視点検」は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

「精密点検」は「定期点検」より設備細部の点検を実施するものをいいます。なお、精密点検については、主任技術者の意見を聞いて、設置者（みなし設置者）が電気機器製造者等に依頼して行うものとします。

注8. 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部省略することがあります。

点検項目
(工事期間中の点検及び竣工検査)

1-2 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、 コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器 及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接抵抗測定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 <small>(非常用予備発電装置を含む)</small>	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	インターロック試験		○
		外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
温度測定				○
		外観点検	○	○
			絶縁抵抗測定	

注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

1-3 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行うものとします。

2 点検の周期

点検の種別		周期	
日常巡視点検	需要設備	毎月	1回
	内燃力発電所	毎月	2回
定期巡視点検	需要設備	毎年	1回
	内燃力発電所	毎年	1回
精密点検	需要設備	3～8年	1回
	内燃力発電所	3～8年	1回
臨時点検		必要の都度	
工事期間中の点検		週	1回
自主検査		工事完了後	

注1. 自主検査は電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

別紙

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 外部委託請負者が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたがい、原則として別表第1のとおりとする。
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、外部委託請負者の意見を聞いて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、みなし設置者又は電気事業者の通知に基づき外部委託請負者が行う応急措置の指導や助言は、電話又は直接現地にて行うものとする。
この場合においてみなし設置者は、外部委託請負者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に外部委託請負者に連絡し、設置者に報告する。

指定管理業務に関する特記仕様書（みさと公園）

公園管理にあたり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 別添の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - (1) 他の県営都市公園の料金と比較しても妥当な額であること。
 - (2) 国又は県が主催する事業に使用する場合は免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2以上を減額すること。
 - (3) 障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）の規定に基づいて減免すること。
 - (4) 有料施設の利用料金について現行の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。
 - ア 設備投資等により、機能・仕様の向上が明らかに見られること。
 - イ 機能・仕様の向上が利用者ニーズを反映させたものであること。
 - ウ 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
 - エ 新料金の適用日については、個々の利用形態に応じた周知期間をおくこと。
- 4 植物管理業務について
公園内の樹木について、県では今後「樹木管理計画」を策定し、適正な維持管理を行っていく予定である。指定管理者は樹木管理について毎年度、県と協議の上、適正管理を求める予定であることに留意すること。
- 5 埼玉県県営公園施設予約サービスに関する次の業務を行うこと。
 - (1) 埼玉県県営公園施設予約サービスの利用者登録の受付・確認・登録証の発行等。
 - (2) みさと公園の施設に関する照会・予約及びキャンセルの受付等。
※埼玉県県営公園施設予約サービスの運用状況に変更がある場合は、別途調整を行う。
- 6 防犯対策に配慮すること。
埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。

7 地元ボランティア団体等との連携を図ること。

地域に根ざした公園となるように、地元ボランティア団体等と連携した公園管理を行うよう努めること。

8 遊具については、次の安全対策を行うこと。

- (1) 社団法人日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準 J P F A - S P - S : 2 0 1 4」に準じた遊具の日常点検表を作成し、日常点検を行うこと。
また、同規準に準じた遊具履歴書を作成、更新すること。
- (2) 年1回以上、専門業者による点検を実施すること。

9 自家用電気工作物の保安管理について

別紙「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容」に基づいて別表1を満たすように保安規程を作成し、職務を行うこと。

また、県と公園間の連絡調整機会の充実を図る目的で県が開催する「県営公園電気主任技術者連絡会議」への出席に配慮すること。

10 設置許可施設との協力体制に努めること。

都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の許可を受けて、当公園内に施設を設けている者とは、互いに協力して管理を実施し、当公園のより一層の発展に努めること。

11 防災等に関すること。

みさと公園は、埼玉県地域防災計画において防災活動拠点と位置付けられているため、発災時には救助活動等の拠点となる場合がある。

また、三郷市が地域防災計画で避難場所として指定している。防災訓練を実施する際は、公園を管理する者として参加及び協力すること。

なお、耐震性貯水槽や災害用の井戸などについて、県営公園防災施設管理要綱等に基づき、維持管理を行うこと。

12 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えるクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分（案）」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

13 駐車場の混雑対策について

駐車場や周辺道路が混雑する場合は、誘導等の配置等必要な対策をイベント主催者に行わせること（イベント等に拠らない場合は、指定管理者が行うこと）。

14 本書の定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。